

火山防災対策の強化に関する 要 望 書

令和6年8月
火山防災強化市町村ネットワーク

火山は、その壮大な景観や温泉など、人々を魅了する様々な資源をもたらすとともに、火山灰土壌によって豊かな農作物が育まれるなど、恵みの源となっている一方、噴火に伴う災害は、人々の生命や財産に重大な損害を与え、住民生活さらには社会経済活動に大きな影響を及ぼす恐れがある。

111もの活火山を有する火山国である我が国においては、令和5年6月の活動火山対策特別措置法改正により火山調査研究推進本部が設置されるなど、同法に基づく火山防災強化の取組が進められてきたところである。しかしながら、火山噴火はその他の自然災害に比して低頻度で起こるにも関わらず、降灰・噴石や火碎流等の火山現象に加え、泥流・土石流など、特殊かつ多様な現象を引き起こす恐れがあり、かつ、現行の地方自治体における防災体制では火山防災に係る知識や経験の蓄積が進んでおらず対応が困難な状況にある。また、規模の大きい噴火では、災害が一つの市町村区域に留まらず広範囲に及び、日本国内さらには世界経済への影響は計り知れないものであることから、国において総合的に事前の対策を速やかに推進する必要があるため、火山災害警戒地域の市町村の連携組織である火山防災強化市町村ネットワークの総意として、下記の事項について強く要望する。

記

1 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

2 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援

火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の確保を市町村が行う場合の支援措置を講じること。

3 緊急速報メールにより必要な情報を伝達するための支援

気象庁による噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信は、令和4年12月26日に終了となったところであるが、緊急速報メールは特別警報とのタイムラグがなく、一定のエリア内の全ての携帯電話等に自動的に配信される、第一報として即時性の高い有効な情報伝達手段である。

市町村が、災害対策基本法等に定められた、住民への警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、緊急速報メールを配信する際、警戒範囲等の避難判断に資する情報を記載できるよう、技術的な支援を行うこと。

4 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

特に、火山ガスの測定・検知を市町村が行う場合の財政的な支援を行うこと。

6 降灰対策に係る施策の検討

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関するマニュアルを作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、除去に要する車両の確保を含めた降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を盛り込んだ広域的な観点からの対策を検討すること。

7 避難路・退避壕の整備及び社会资本整備の国直轄の推進

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会资本整備を国直轄で推進すること。

8 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱をきたすことが懸念されることから、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についてのガイドラインを作成すること。

9 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

大規模噴火時には、都道府県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

令和6年8月

火山防災強化市町村ネットワーク

会長 下鶴 隆央

火山防災強化市町村ネットワーク役員名簿

(任期：令和 6 年 7 月 14 日～令和 8 年 7 月 13 日)

会長	下鶴 隆央 (鹿児島市長)
副会長	堀内 茂 (富士吉田市長)
	村上 英人 (蔵王町長)
幹事	角和 浩幸 (美瑛町長)
	下道 英明 (洞爺湖町長)
	盛田 昌彦 (鹿部町長)
	佐々木 孝弘 (八幡平市長)
	田口 知明 (仙北市長)
	遠藤 和夫 (北塩原村長)
	熊川 栄 (嬬恋村長)
	小泉 俊博 (小諸市長)
	原 久仁男 (木曽町長)
	米田 徹 (糸魚川市長)
	須藤 秀忠 (富士宮市長)
	勝俣 浩行 (箱根町長)
	佐藤 義興 (阿蘇市長)
	古川 隆三郎 (島原市長)
	高妻 経信 (高原町長)

火山防災強化市町村ネットワーク参画市町村一覧（170 市町村）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壯瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、弟子屈町、白糠町
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鰺ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塙原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村
栃木県	日光市、那須塩原市、那須町
群馬県	沼田市、中之条町、長野原町、嬬恋村、片品村
東京都	大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町
新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曽町、小谷村
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町

